

随意契約理由

令和8年(2026年)4月1日

契約担当課名	長寿社会政策課
発注担当課名	長寿社会政策課
契約名称	豊中市介護サービス相談員派遣事業業務
契約内容	豊中市介護サービス相談員派遣事業業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和8年(2026年)3月16日 令和8年(2026年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市中桜塚2-29-31 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
契約金額	8,902,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、介護サービスの質的向上を図る地域支援事業であり、地域の実情に応じた適切な運営が求められる。介護サービス相談員には、権利擁護の促進や地域包括ケアの担い手としての役割が求められ、国通知でも「住民参加型の取組を進め、適切な運営が確保できる団体に委託すること」とされている。</p> <p>これらの事業特性は価格競争による入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会を優先交渉権者として選定した。</p> <p>同協議会は、地域福祉の推進に市と協働し、地域住民・団体・関係機関との幅広いネットワークと長年の実績を有しており、本事業を適切に遂行し得る団体として随意契約を締結するものである。</p>